

議案第 8 2 号

飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 9 年 9 月 4 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

農業委員会等に関する法律の改正に伴う改正及び新たに専門知識、技術等を有する特別職職員に報酬等を支給するための改正

飛驒市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例

飛驒市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年飛驒市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

農業委員会委員	
会長	月額 15,000円
委員	月額 12,000円
農地利用最適化推進委員	月額 12,000円

」

を

「

農業委員会委員	
会長	月額15,000円に農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第6条第2項に規定する業務に従事した日数に日額6,000円以内で予算の範囲内で市長が定める額を乗じて得た額を加算した額
委員	月額12,000円に農業委員会等に関する法律第6条第2項に規定する業務に従事した日数

農地利用最適化推進委員	に日額6,000円以内で予算の範囲内で市長が定める額を乗じて得た額を加算した額 月額12,000円に農業委員会等に関する法律第6条第2項に規定する業務に従事した日数に日額6,000円以内で予算の範囲内で市長が定める額を乗じて得た額を加算した額
-------------	--

」

に改め、同表に次のように加える。

その他の非常勤の職員 (医師その他の専門的かつ高度な知識、技術又は経験を有する者で規則で定めるものに限る。)	日額で定めるもの	250,000円以内で規則で定める額	飛驒市職員等の旅費に関する条例市長等に支給する旅費の例による。
---	----------	--------------------	---------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の飛驒市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表農業委員会委員の項の規定は、平成29年4月1日から適用する。

飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行			改正案		
本則・附則 略 別表（第2条、第7条関係）			本則・附則 略 別表（第2条、第7条関係）		
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償
監査委員の項 略			監査委員の項 略		
農業委員会委員 会長	月額 <u>15,000円</u>	略	農業委員会委員 会長	月額15,000円に農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条第2項に規定する業務に従事した日数に月額6,000円以内で予算の範囲内で市長が定める額を乗じて得た額を加算した額	略
委員	月額 <u>12,000円</u>		委員	月額12,000円に農業委員会等に関する法律第6条第2項に規定する業務に従事した日数に月額6,000円以内で予算の範囲内で市長が定める額を乗じて得た額を加算した額	
農地利用最適化推進委員	月額 <u>12,000円</u>		農地利用最適化推進委員	月額12,000円に農業委員会	

資 料

以下 略			等に関する法律第6条第2項に規定する業務に従事した日数に日額6,000円以内で予算の範囲内で市長が定める額を乗じて得た額を加算した額					
教育委員会委員の項～その他の非常勤職員の部 略								
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">その他の非常勤の職員 (医師その他の専門的かつ高度な知識、技術又は経験を有する者で規則で定めるものに限る。)</td> <td style="width: 20%;">日額で定めるもの</td> <td style="width: 20%;">250,000円以内で規則で定める額</td> <td style="width: 40%;">飛騨市職員等の旅費に関する条例市長等に支給する旅費の例による。</td> </tr> </table>	その他の非常勤の職員 (医師その他の専門的かつ高度な知識、技術又は経験を有する者で規則で定めるものに限る。)	日額で定めるもの	250,000円以内で規則で定める額	飛騨市職員等の旅費に関する条例市長等に支給する旅費の例による。	
その他の非常勤の職員 (医師その他の専門的かつ高度な知識、技術又は経験を有する者で規則で定めるものに限る。)	日額で定めるもの	250,000円以内で規則で定める額	飛騨市職員等の旅費に関する条例市長等に支給する旅費の例による。					

飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

農業委員会等に関する法律の改正に伴い農業委員等に支給する報酬支給規定を改正すること及び医師等専門的な知識、技術等を有する特別職職員の報酬等に関する支給規定を新たに設けるための改正

2 改正の内容

(1) 農業委員会委員に関する報酬額の改正

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の改正に伴い、農地等の利用の最適化の推進に関する事務が、農業委員会の必須事務となった。これにより農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知）が制定され、農地等の利用の最適化（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等）の推進に関して勤務した日数に応じて、報酬を支給する新たな条例を制定する必要性が生じたため、当該報酬条例を改正する。

(2) 医師等専門的な知識、技術等を有する特別職職員の報酬額の新規設定

飛騨市こどものこころクリニック開設に当たり、本年度は週1日の診療、来年度は週5日の診療を計画しており、招聘する医師、臨床心理士は、本年度は非常勤特別職職員として任用し、処遇していきたい。飛騨市民病院へ外部医療機関より招聘して、診療いただいている非常勤医師等についても同様な処遇としてこの期に明確にしていきたいことから、こうした非常勤特別職職員の報酬等の支給について新たに規定を追加する。

専門的な知識、技能等の種別や報酬の額等の詳細については規則に委任する。

3 施行日 公布の日